

懇談会でのご意見・ご回答【平田 平成24年6月7日開催】

ご意見	ご回答
危険区域になりそうなところに土地を持っている。そういった場合、買取になるのか。	新しい土地へ換地(交換)となる。場合によっては、買取になるが、基本は換地。
建築規制はどこにかかるのか。	東西の県道を標高8mに上げることで、背後の住宅予定地は浸水しない結果である。県道より海側で規制する。
盛土の材料はどこから持ってきて、盛ってすぐに家は建てられるのか。	盛土は各地区で必要量を算出して国で調整しているが、今のところ不足する見込みであるのでどこかから購入する計画です。また、盛土の施工基準を守って、すぐに家は建てられるようにしていきます。
旧商業高校の解体工事が始まったら、下の道路を使ってほしくない。	県より上の板木山の道路を経由することで、検討しています。今後も、工事の説明会があると思います。
戸建、2階建てみたいな公営住宅はできるのか。	平田での今の計画は、県施工の7階建てのみである。
代替地は100坪が上限と聞く話はどうなのか。	区画整理では、100坪制限はありません。防災集団移転事業での高台移転先の地区では、上限があります。
下水道工事は行われるか。また、それで減歩されるか。	公共下水道を入れるという結論はでていない。浄化槽で対応することが非常に早い復興手法と考えているが、今後、色々な手法を検討した上での結論となるので現在は未定。
県道予定線より海側の用地は、住宅は建てられないのか。	住居は建てられず、漁業系施設等は可能となる。
建築規制の用地で、家を建てずに所有しているだけでも固定資産税はかかりませんか。	かかります。
登記と実測のずれは、地権者の合意に立会いも行われるのか。	地籍調査が終わっている所は、面積の増減もないが、調査が終わっていない所は、立会って確認してもらいます。